表二付表三において同じ。）又は連結子法人（同条第７号に規定する連結子法人をいう。別表二付表三において同じ。）が同法」に改め、同号を同第五号とし、同第二号を同第三号とし、同号の次に次の１号を加える。

４　(11)又は当初申告税額控除額　(12)」の欄は、通算法人が法第12条第５項の規定の適用を受ける場合には「(11)又は」を消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除額」を消すこと。

別表二の記載要領第１号の次に次の１号を加える。

２　「４」から「７」までの各欄は、当該内国法人が通算法人である場合には、記載しないこと。

第二条のうち地方法人税法施行規則別表二付表三を同令別表二付表三とし、同令別表二の次に二表を加える改正規定のうち別表二付表１の表中

地方法人税額
(3)×10.3%－(((法人税申告書別表六(五の二)「5の③」)＋(法人税申告書別表十七(三の六)「1」))－(3))とのうち多い金額)（マイナスの場合は０）

を

地方法人税額
(3)×10.3%－(((法人税申告書別表六(五の二)「5の③」)＋(法人税申告書別表十七(三の十二)「1」))－(3))とのうち多い金額)（マイナスの場合は０）

に改める。

第二条のうち、地方法人税法施行規則別表三の記載要領第三号の改正規定中「記載要領第二号」を「記載要領第四号」に改め、同号を同第二号とし、同第四号の改正規定中「記載要領第四号」を「記載要領第三号」に改め、同第五号の改正規定中「同第五号」を「同第四号」に改め、同改正規定のうち、同号中「欄の記載に当たっては」を「欄は」に改め、同号⑸中「第63条第１項」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（(6)において「令和３年旧措置法」という。）第42条の12の３第５項」を加え、「、第42条の12の３第５項」を削り、同号(6)中「基準法人税額に」の次に「令和３年旧措置法第68条の15の４第５項」を加え、「、第68条の15の４第５項」を削り、同改正規定中同号を同第四号とし、同第六号の改正規定中「記載要領第六号」を「記載要領第五号」に改める。

本則に次の１条を加える。

（令和三年法人税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二十四条　法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和三年財務省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「連結事業年度」の下に「（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法（以下「令和二年旧法」という。）第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。）」を、「連結所得」の下に「（令和二年旧法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。）」を加え、「連結確定申告書」を「同条第三十二号に規定する連結確定申告書」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の改正規定（法人税法施行規則第三十二条第二項の改正規定に係る部分（「、別表十八及び別表十八付表」を「及び別表十八から別表十八付表二まで」に改める部分に限る。）、同令第三十四条第二項の改正規定に係る部分、同令第六十一条の二第三項及び第六十一条の四第三項の改正規定に係る部分、同令別表七㈠の記載要領の改正規定に係る部分（同第四号の改正規定中「の次に「」を「（法第58条の規定の適用がある場合」に、「を加え」を「に改め」に改める部分を除く。）、同令別表七㈡付表四の記載要領第二号⑵の改正規定の次に次のように加える部分、同表の次に五表を加える改正規定に係る部分（同令別表七㈢の記載要領第七号(1)に係る部分を除く。）、同令別表七の二付表五の次に三表を加える改正規定に係る部分（「別表七の二付表五」を「別表七の二付表六」に改める部分に限る。）並びに同令別表十七の三㈢の次に二表を加える改正規定に係る部分（同令別表十八に係る部分を除く。）に限る。）　産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　　号）の施行の日

二　第一条の改正規定（法人税法施行規則別表十四㈠の記載要領第一号の改正規定に係る部分（「第66条の11の２第１項」を「第66条の11の３第１項」に改める部分に限る。）　新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）の施行の日

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　七一五円（本体　六五〇円）　（配送料別）